

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 「瀬戸内海クルーズ推進会議」規約

第一章 総 則

(設置根拠)

第1条 本会議は瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会要綱第22条の3に基づき設置し、「瀬戸内海クルーズ推進会議」（以下「推進会議」という）と称する。

(目的)

第2条 我が国におけるクルーズが進展しつつある中、瀬戸内海や瀬戸内海を囲む諸港、諸地域において、瀬戸内海独自の魅力、特色を活かした独自のクルーズ振興を図り、瀬戸内海が世界的に知名度の高い「エーゲ海」や「カリブ海」等に並ぶブランド力の高いクルーズの海となることを目指す。

また、その取組みを通じて当該海域・地域の振興を図るとともに世界に誇れる主要な観光圏としての地位向上を目的とする。

(活動内容)

第3条 推進会議は第2条の目的を推進するため、次の事項に取り組む。

- (1) 瀬戸内海クルーズ振興のための施策提案
- (2) 瀬戸内海クルーズの広報
- (3) その他関連する業務

(活動報告)

第4条 推進会議は、毎年度、過年度の事業実績と当該年度の事業計画を「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」（以下「海ネット」という）の総会に報告する。

第二章 構成員

(構成員)

第5条 推進会議は、参加を希望する海ネットの会員及び海ネットの会員の推薦による民間団体等により構成する。

(会 費)

第6条 推進会議の会費は徴収しない。

第三章 組 織

(代表者)

第7条 推進会議に代表及び副代表（以下「代表者」という）を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
2. 前項の代表者は、第5条の構成員の中から互選により決定する。

(代表者の職務)

第8条 代表は、議事その他の会務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。

(代表者の報酬)

第9条 代表者は無報酬とする。

(組織の運営)

第10条 推進会議は、全体会議、エリア会議により運営する。

(全体会議)

第11条 全体会議は第5条に規定する構成員のうち、国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾の港湾管理者を兼ねる地方自治体、民間団体等及び国の機関をもって構成する。

2. 全体会議に座長を置く。

3. 座長は、全体会議の構成員の互選により決定する。

4. 全体会議は、エリア会議からの提案や報告事項などに基づき、瀬戸内海全域の広域的な視点からクルーズ振興に関する事項を審議し、必要に応じてエリア会議へ提案する。なお、全体会議は、第11条1項に規定する構成員に加えて、第12条に規定するエリア会議構成員を含めての開催としても良いものとする。

5. 本規約に定めない全体会議の会議運営上必要な事項については、全体会議で決定する。

(エリア会議)

第12条 エリア会議は、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局の管轄地域（エリア）ごとに設置する。

2. エリア会議は第5条に規定する構成員のうち、当該エリアに関係する構成員をもって構成する。

3. エリア会議に座長を置く。

4. 座長はエリア会議の構成員の互選により決定する。

5. エリア会議は、各エリアにおけるクルーズ振興に関する事項を審議し、全体会議に提案及び報告をする。

6. 本規約に定めないエリア会議の会議運営上必要な事項については、エリア会議で決定する。

(事務局)

第13条 全体会議の事務局は、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局に置くものとする。なお、総括事務局は中国地方整備局とする。

2. 各エリア会議の事務局は、当該エリアを管轄する地方整備局とする。

第四章 その他

(旅費)

第14条 推進会議の各種活動への参加に要する旅費は、構成員の自己負担とする。

第五章 雑 則

第15条 本規約に定めない事項については、全体会議で決定する。

付 則

この規約は、平成30年12月13日より施行する。

この規約は、令和2年12月21日より施行する。